

## 琵琶湖森林づくり県民税条例検討会での意見概要

琵琶湖森林づくり県民税条例（以下、県民税条例）について検討を行うにあたり、琵琶湖森林づくり県民税条例検討会（以下、検討会）を設置し、外部有識者の方々から意見の聴取を行いました。

検討会で出された意見の概要は次のとおりです。

### 1. 森林審議会での県民税の使途の考え方及び平成 27 年度以降の事業内容等に関する意見

- ・ 創設時の理念に照らして県民税充当事業と一般財源充当事業とをしっかりと区別する必要がある。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業は、県民税を充当するのに値する公益性があるのかという視点を持って、実施していくことが必要である。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の効果について県民が実感できるような事業を展開していく必要がある。
- ・ 一般財源で林業振興により自立的に森林づくりが行われるよう支援し、将来的に県民税が縮小する方向へ移行するような好循環を作っていく必要がある。
- ・ 国の税制改正や琵琶湖の保全及び再生に関する法律などの動向に留意し、琵琶湖森林づくり事業との整合性に関して注視していく必要がある。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていく必要がある。

### 2. 現行の課税方式（県民税均等割超過課税方式）に関する意見

- ・ 琵琶湖森林づくり事業については、今後も継続することが必要とされており、その財源を確保するため、他に財源がない限りは、税によることが必要である。
- ・ 税による場合は、現行の県民税均等割超過課税方式を継続することは適切と考える。
- ・ 県民税の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていく必要がある。

### 3. 県民税均等割超過課税方式の税率に関する意見

- 基金累計残額の活用により、現行の税率のままでも、琵琶湖森林づくり事業を一定期間維持することが可能であり、また、種々の状況も考慮し、現段階では、現行の税率を維持することは適当と考える。
- 琵琶湖森林づくり事業について、国の動き等により他の財源が担保されたり、林業振興により自立的に森林づくりが行われたりするようになることで県民税充当額を縮小できる場合等は、税率の引き下げなども考えられる。
- 基本計画の最終年度である平成 32 年度においては、必要な事業を効果的に遂行する結果として、基金積立の残額は残らないものと見込まれる。

### 4. 県民税条例の次回の検討時期に関する意見

- 一定の検討期間の確保を前提に、森林審議会における平成 33 年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討する必要がある。
- 県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて、その規定について検討を加えることが適当である。